

発行所 (郵便番号100)  
東京都千代田区丸の内2-4-1  
丸の内ビルディング781号室  
社団法人スウェーデン社会研究所  
Tel (212) 4007・1447  
編集責任者 堀内六郎  
印刷所 関東図書株式会社  
定価200円 (年間購読料参千円)  
1980年11月25日発行  
第12巻 第11号  
(毎月1回25日発行)  
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

# スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.12 No.11

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning  
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)  
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

## スウェーデンの安全保障政策の前途

Varthän svensk säkerhetspolitik ?

顧問 小野寺 信

Adviser Makoto Onodera

「自から選んだ方法で、われわれ独自の価値観に従って、国の行動の自由を確保し、あわせて国際緊張緩和と世界の平和発展に寄与する。」これがスウェーデンの安全保障政策の方針である。

この方針に従ってスウェーデンは、GNPの約2.9%を支出して、小粒ながらぴりっとした国防軍を核心とする総合防衛を保持し、国民の生命財産の保護と戦災救援と補給の完備を、その重要任務として掲げている。

だが、このような安全保障政策にも、将来に幾つかの新しい問題を提起され、最近注目をひくようになった。第二次大戦後、国防相と外相を勤めたT.ニルソン氏は最近一書を著わして、スウェーデンのような小国が軍事力を以て国を守ろうなどという構想は、古典的な概念であると、喝破している。

核兵器の出現を始めとする兵器技術の革命的進歩によって、軍備の抑止力を以て大国の武力侵略の野望を予め断念させる、いわゆるスウェーデン戦略ドクトリン(はりねずみ防衛)は、すでにその神通力を失い、自慢のシエルターも役に立たないと見る向もある。これに代る戦略として、軍備は中立侵犯阻止を限度として、敵の本格的な攻撃に対しては、直接武力抵抗を避け、無武装の市民抵抗等を以て、辛棒強く長期にわたり抵抗する案とその可否を繞って一部では熱心に論議が交わされている。

両超大国は幾度かデザートに失敗した。もちろん、近い将来直接武力衝突勃発の公算は、殆んど皆無に近い。そのかわりに、謀略工作や代理戦争は依然としてその跡を断たない。そしてこの種の

紛争の解決には、国連は殆んど無力に近い。

特に最近の近東の動きは、スウェーデンの国民生活に直接大きな影響を及ぼしている。このような国際情勢の下では、防衛の組織活動が、スウェーデンにとって武力攻撃に備えるよりも一層焦眉の急を要する問題である。

こうして総合防衛は一層国民に身近かなものになり、外交機関を始めとする非軍事組織は、その活動範囲を拡大して、戦争阻止のために、また、代理戦争の戦場や謀略の対象にならないために能率的に活動するようになる。

これは、単にスウェーデンの安全保障政策の一つしあり方を示唆するだけのものではない。あらゆる先進文明国にも適用することの出来る一つの選択にもなり得る。

だが、このような弾力性のある安全保障政策を成立させるには、幾つかの前提条件がある。第一は国民に守るに足る国の国民として誇高い自信を与えること、第二は国民の結束に必要な連帯感を涵養すること、第三は政府が国民に信頼されることである。これらの条件を裏づけするものは、一つは社会福祉機能の向上である。

### 目次

スウェーデンの安全保障政策の前途…小野寺信…1
未成年者の保護に関する特別規定草案(下) ……………坂田 仁…2
福祉社会の流通・生協視察調査団に参加して…3 鳴海 国輝 梅沢昌太郎
日瑞基金10周年記念行事 I V Aより土光、西村両氏にメダル授与……………4
S I Pニュース……………5

# 未成年者の保護に関する特別規定草案(下)

Förslag till lag med särskilda bestämmelser om vård av minderårig

—スウェーデンの新しい社会サービス法案(六)—

横浜家庭裁判所調査官 坂 田 仁

Mr. Jin Sakata

## (直接的收容措置)

第7条 社会福祉委員会は、左記の場合に、未成年者を直ちに收容措置することができる。

1. 未成年者に本法による保護を準備する必要があるとみとめられる場合
2. 未成年者の健康及び成長に対する危険に陥らして、又は調査の継続が極めて困難であるか、もしくは、それ以上の措置が阻害されることにてらして、州裁判所の決定をまつ余裕のない場合

收容措置に関する社会福祉委員会の決定をまつ余裕のない場合には、右の決定は、委員会の議長又は委員会の命じる他の委員が、これをなすことができる。この決定は、委員会の次の会議の際に報告されなければならない。

第8条 直接的收容措置に関する決定は、その決定が下された日から4日以内に再審査の為州裁判所に送付されなければならない。

送付された決定は、できるだけ速かに、特別な事情がこれを妨げない限り、記録が州裁判所に到着してから4日以内に、州裁判所によって審査されなければならない。

定められた期間内に送付がなかった場合には、決定は効力を失う。

第9条 州裁判所が決定を承認した場合社会福祉委員会は、收容措置決定後2週間以内に、州裁判所に対し、本法による保護を未成年者に用意する旨の申請をしなければならない。特別な理由が存在する場合には、州裁判所は、社会福祉委員会の要求により、この期間を4週間まで延長することができる。

收容措置決定の理由が消滅した場合、又は保護の申請が前項に定める期間内に州裁判所になされなかった場合には、收容措置決定は直ちに終了するものとする。

未成年者が拘置された場合には收容措置決定は失効する。

## (州裁判所の審理)

第10条 本法による事件は迅速に審理しなければならない。

ならない。

未成年者が收容措置決定されている場合事件の審判は、保護申請が到着した日から1週間以内に開かなければならない。この期間は、調査の継続又は他の特別な事情によって必要とされる場合には、これを延長することができる。

第11条 本法による保護に関する事件は、州裁判所によって、口頭審理の審判で裁決されなければならない。

## (社会福祉委員会の権限)

第12条 收容措置決定又は本法による保護の決定は、社会福祉委員会に、保護をどのように準備し、保護期間中未成年者をどこに滞在させるべきかを決定する権利を発生させる。

保護は、できるだけ早い時期に未成年者の家庭に移すものとする。

第13条 社会福祉委員会又は社会福祉委員会より保護を委託された者は、未成年者を観察し、かつ保護の遂行に必要な場合には、その個人的生活状況について指定しなければならない。未成年者は、保護の実現の為に必要な、行動の自由の制限に服さなければならない。政府は、この点について細則を制定することができる。

第14条 本法による保護は收容措置決定の目的にてらして必要な場合には、社会福祉委員会は、両親又は他の保護者と未成年者との面会交渉に関し、遵守事項を定め、又は未成年者の居所を両親又は他の保護者に明すべきでない旨決定することができる。

## (付則)

第15条 本法における訴訟事件又は事件において、医師に未成年者を診察することを命じることができる。

診察の実施に必要な場合には、裁判所又は社会福祉委員会は、未成年者を、警察の援助によって、診察の為に出頭させる旨命令することができる。

第16条 個々の当事者に対する本法による事件の審判への呼出に、裁判所は、過料を定めること

ができる。呼出を受けた当事者が過料を科されてもお審判に自ら出頭することを怠った場合には、裁判所は、当事者、当日直ちに又は後日裁判所に同行すべき旨命令することができる。

第17条 警察は、社会福祉委員会又は委員会の命じた委員もしくは公務員の要求にもとづき、本法による保護又は收容措置決定を実現する為に、援助を提供しなければならない。

第18条 社会福祉委員会の下した左記の決定に対する不服申立は、異議申立により州裁判所に対してこれを提起することができる。

1. 第3条第2項に定める場合に、未成年者のある家庭への送致に関する提案を拒否した場合。

2. 保護の終了に関する提案を拒否した場合。

3. 第14条による未成年者との面会交渉に関し遵守事項を定めた場合又は未成年者の居所を知らせることを拒否した場合。

本法による医師の診察についての州裁判所の決定に対しては、不服申立を提起することはできない。その他の州裁判所の決定に対する異議申立に関しては、行政訴訟法の規定を適用する。  
(終)

## 福祉社会の流通・生協視察調査団に参加して (寄稿)

### 欧州生協運動の旅

全国農業協同組合連合会 生活部長 鳴 海 国 輝

8月下旬から9月上旬にかけて、貴研究所が主催した「福祉社会の流通・生協視察調査団」に参加する機会をえた。コーディネーターとして熱心にご指導にあられた内藤・福田両先生にまずお礼を申しあげる次第である。

団には農協の生活購買事業に関係する者が12名参加した。私達の主な関心は、競争が激化し、消費者ニーズが多様化している中で欧州生協の対応策であった。協同組合運動の先駆者である彼等の動きは、やがて日本でも現実のものとなるだろうとの角度から捉えることであった。以下、断片的にいくつかの印象を報告することとする。

第一に、満ちたりた社会・福祉国家での生協運動の変質である。消費生活での弱者の結合体である生協の構成員(組合員)の意識の変化は、私達の予想を超えた激しさであった。個人所得の平準化・社会福祉の充実は、大多数の家庭に中流意識を持ちこんでいる。かつての熱心な Cooperator は年老いて運動の第一線から引っこみ、新しい世代に代替わりしつつある。組合員・消費者の意識と発想はもはやロッジデールのそれではない。ロンドン生協の「若返り政策」も消費者の意識変革ではなく、変化への対応策でしかない。組合員教育の重要性については今も昔も変わらず、その努力は続けているものの、時代の変化に即応した新しい結合理念と業務展開の融合が求められ、また模索しているように思われた。

第二は、60年代以降の流通革新の嵐の中で苦悩する事業面での対応が、組織問題の変革にまで及んできていることである。欧州の生協は食品流通の中で10~20%の小売りシェアを持っている国が多いが、マルチプルとボランタリーの双方から狭撃をうけている。資金調達に一定の限界がある中で、単協の合併・店舗の大型化・非食品供給の強化に取り組む一方、不採算小型店の切り捨てによって経済効率の向上に努めている。

問題は店舗の効率化・大型化にあたって必要な資金調達の困難さと、単協・連合会間の全面結集の弱さをどう解決するか二点であろう。この対応として単協の合併・統合から始って、デンマークのように連合会(卸売)と単協(小売)との統合まで組織の再編成まで含んだ内容になってきている。この場合の資金問題はもはや組合員の出資増にだけによるものでなく、主として不稼動又は不要資産の売却や、労働組合からの資金導入にはじまって、西ドイツのように組織外からの資金調達まで計画されてきている。

本年10月のモスクワでのICA大会は「西歴2000年における協同組合」をメインテーマとして討議されたが、今回の旅は私達参加者にとって協同組合の将来展望を考え、日本の運動の発展を考えるために大変な参考になったことを報告するものである。

# 視察旅行印象記

農協流通研究所 梅 沢 昌 太 郎

今回の旅行で強い印象を受けたことは、ヨーロッパ各国の小売業界が、組織間のし烈な競争の場となっていることだ。スウェーデンではKF、ICA、NKなどの小売組織同志の競争が激しく、イギリスでは、レギュラー・チェーンの追いつきに、生協の座がゆらいでいる。

生協も生き残り一まさに生き残り(to survive)という言葉そのものを使っていたが一のためには、いろいろな方策を考えている。

それは積極的な業態開発という点に表われている。つまり、ハイパー、スーパー、コンビニエンス、さらにはデパートなど、各種の業態を開発し、展開している。消費者の変化と競争に対応するためには、一つの販売の形態だけに安住することはできず、たえず感覚をときすまし、開発のための意志決定をしなければならない。

ヨーロッパの生協は、連合会、仕入生産機構さらに金融と三本の柱を有し、小売業界に大きなシエアをもつにいたっている。その点は日本の協同組合とは大きく異なるところといえよう。

しかし、大きな組織となり、シェアも高くなつたがために、逆に他の組織との競争にまともに対処しなければならない。それは巨大なものもつ宿命といえるかもしれない。

問題は、協同組合組織が、組織間競争の深刻化という事態にうまく適応しているかどうかだ。とくに対応のスピードの面でそれは表われてくる。

わたしの印象では、組織の柔軟性、意志決定のスピードという面で、生協組織はかなりの遅れをとっているのではないかと感じられた。

それが一旅行者の単なる思い過しであればよいのだが。

## 日瑞基金が設立十周年

日瑞基金は、本年をもって設立十周年を迎え、11月20日東京の経団連会館でその記念事業として、たまたま来日中のスウェーデン王立理工学アカデミーのハンプレウス総裁の講演と記念パーティーが行われます。

日瑞基金は、昭和45年に設立され、その翌年スウェーデン側で設立された瑞日基金と提携し、主として科学技術の交流により彼我両国の科学技術の向上を図ることを目的とし、その主たる事業として技術研究者の相互派遣を行い、わが国からは既に30名をこえる派遣を行ったが、一昨年には、科学技術の情報の集取と両国技術の比較研究の実施を専門とする日瑞両国技術交流委員会(委員長、岡村誠三京大名誉教授)が発足し、目的達成への態勢整備が一段と進みました。

当研究所と同基金との関係は、勿論単に基金の事務の一切の委託をうけている関係ばかりでなく、夫々の担当分野は、関連極めて密接で、相互協力を絶対必要とする関係上、同基金がこれまでの10年間有効な実績を挙げられたことに対し深い敬意を表するとともに、次の10年に向い、更に一段の充実と発展を実現されるよう心から期待いたします。

## 日瑞基金前会長土光敏夫氏と同専務理事西村光夫氏に IVAよりメダル授与

このたび、日瑞基金の前会長土光敏夫氏と同基金の専務理事西村光夫氏に対し、スウェーデン王立理工学アカデミー(IVA)より、長年に亘り日瑞両国間の学術交流に努力された功績をたたえ、メダルが授与されることになり、11月20日経団連会館でその贈呈式が行われる。

このメダルは、スウェーデンで古い伝統をもつもので、スウェーデン人に対しても授与の例は少く、特に、日本人に対しては今回の授与が最初である。

## 《SIPニュース》

### 地方分権計画により40の官庁 がストックホルムから移転

スウェーデン協会 (Swedish Institute) 発行の会報 “カレント・スウェーデン” (Current Sweden) の記事によると、スウェーデンの地方分権計画は、多少の失敗や混乱があったが、合理化がスピード・アップされ、新しく雇用の道を開き、国の地方自治体への援助額を減らし、課税を平等化することに役立つ結果となった。

この2、3年間に合計約300の官庁のうち40以上がストックホルムから全国15の地方に移転した。これは1971年と1973年の議会の決議に沿って行われたものである。目的は“全国各地のよりよいバランスを確立する”ためであり又地方共同体に新しい雇用の機会を作り、ストックホルム地域の負担を軽減することにあつた。

この移転計画は原則的には殆どの官庁が賛成したが、彼等自身の役所が移転することに対しては中央官庁や他の行政団体との連絡が不便になる等の理由で大半が反対した。役所のスタッフは概ねこの案に否定的で、労働組合も今までの馴れた環境から移動させられることに反対した。

ここ2～3年は大巾な人員補充が必要であり、もとの役所からの移動者は新しく雇用された人員の僅か20～30%であると同報告は述べている。移動した役所の要員については、殆どの役所が特殊なスペシャリストを除いては容易に適格者を採用出来たという。

新しいスタッフの3人のうち2人は新地域から採用され、その中では女子が優位を占めている。女子のうちの一部は低い学歴の人達である。新人の3分の1は失業者であった。移転後の最初の年は多くの役所で能率の低下が見られたがすぐに通常の基準にもどったと同会報は記している。移転は常に旅費と電話料金の増大を招き、連絡は悪くなったという。

移住したスタッフのうち4人に1人はストックホルムに帰ることを望んでいるがもともにもどりたいという者は少ないという。大半の人は前より良くなった住宅設備を喜び、旅行を減らし、田園に近くなったことを楽しんでいると述べている。多くの人が以前は失業していた近親者を仕事につかせている。地方政府の財政について見るとこの移転は有益であり、すべての関係地方自治体は1年

後にその経費を償うことが出来たと同会報告は記している。

### 国会議員、産業界で実地試験

この秋、15名の国会議員が、スウェーデン産業界で直接の経験を積むという計画がたてられている。各議員はそれぞれスウェーデンの企業で約2週間を過ごすことになっており、それによってその活動及び諸問題により深い洞察を加えたいと願っての企画ということだ。なお、15名のメンバーは、公平に4政党より成っている。

議員連は、かれらが属する予定の個々の企業及びセクターの総体的状況を研究し、かつ経営管理とか労働環境とか共同決定法 (MBL) の実際の適用といった要因を調査する予定である。さらに、かれらはまた企業がどの程度政治家や当局者による決定に影響されるかをも調査する模様である。

なお議員達は、組合や重役会議等に参加し、MBLセッション、内部のトレーニング教室、マーケティングセッションにも出席の予定である。場合によっては、実際に店に出て、業務に携わる可能性もありうるという。

この計画、実はかつて英国で実施されたものであるが実行に先だつて企業の状況に政治家がより一層の理解を示すようになることが期待されているという。

### スウェーデンで出生率が何故落ちたかを調査

中央統計局は、スウェーデンの出生率がここ10年間何故連続的に落ち続けたかを解明することに重点をおいて今調査を行っている。この調査では20歳から50歳までの婦人約5,000人が対称とされている。

スウェーデン当局は出生率が低いことに深い関心を持っている。出生は1976年以来年間100,000人を下廻り、1979年に僅かに増えたのを除けば1960年代中期から下り坂である。

1940年代と1950年代に生まれた婦人は1人平均1.8人以下の子供しか生まないと思込まれている。もし次の世代が同じ規模で引継がれていくためには、母親1人が2.1人の子供を生むことが必要である。

インターヴューを受ける婦人達は、結婚、夫婦生活、教育、避妊薬使用の有無、育児、レジャー

経済状態等の実情について質問をされることになる。これらの事実が彼等の出産に対する考え方に如何に影響を及ぼしているかを確かめることが期待されている。又婦人達は子供、家族数、育児、家計費、職業、家事等に対する意見をきかれることになろう。

この企画は8月末に活動を開始し、最終的には全国に拡大して行われる。最終段階にはこの調査は男性にも及ぶという。

### スウェーデンの多国籍企業の研究開発費、全体の3分の2に

産業庁の研究によれば、スウェーデン産業におけるあらゆる研究開発費用のおよそ3分の2以上が、多国籍企業性格を有する国内企業によって使われており、外資系企業の割合は、わずか5%であるという。

今までスウェーデンの大多数の企業では、例外的な場合を除いて外国ではあまり大規模に研究プログラムの手を広げなかった。例えば1978年のその海外向総研究開発費は、およそ5億クローナ=1億2,000万ドル(邦価約285億円)であった。ただし生産部門の大部分がスウェーデンから工業化された他の国々に移った場合においてはその限りでない。

また、スウェーデンでは外資系企業の子会社の研究開発費はその産業生産にあてる費用より少ない。これは、プロジェクトの大部分と基本的な研究が、グループのマネージメントによって制御されており、一般にそれらの基盤が産業グループの本国におかれているためである。

さらにこの研究で、スウェーデン大企業の国際的活動が1970年代に非常に活発化したことがわかった。すなわち、最も大きな20のグループの1977年における売上げ高の70%が、海外からの収入であり、またその国外向生産は全体の40%以上を占めたという。約40のスウェーデンの産業グループは、海外の子会社をも含めて研究開発活動にたずさわっているが、この投資のおよそ半分が機械産業によるものである。

### 特別委員会がマスメディアにおける集中を防ぐための立法を勧告

特別委員会がスウェーデン法務省に提出した報告の中で、マスメディアにおける集中を防ぐため

の立法を勧告した。しかし同委員会は、この新しい法律は特定のマスメディアが発表、又は掲載する内容について命令したり禁止したりするものでもなく、又特定のマスメディアが特別の内容を持つことを強制したりするものであってはならないと強調している。

スウェーデンのマスメディアの所有権についての調査によると、同委員会は現在の傾向はマスメディア関連企業はより大きく、より少なくなる方向に向いつつあると述べている。国内の日刊紙の約40%は第二次大戦以来廃刊に追いこまれ、これは主に小規模の新聞であったという。1978年、スウェーデン最大の新聞の発行部数は全国の総発行部数の5分の1以上を占めている。総発行部数の半分は最大4社の手中にあるという。同時に、1週間に3回新聞を発行出来る地方新聞社が2、3社存在する都市の数は51から21に減ったという。

この報告によると、この集中傾向はマスメディアの他の部門にも目立って来たという。1978年、最大の定期刊行物出版社の一般出版物発行部数はこの種のものの全国発行部数の約3分の1を占めるという。

又同委員会は従来のマスメディア市場で創設された企業が新しいエレクトロニック・マスメディアにも興味を持ち始め、特定の出版社、新聞社、映画会社などがビデオ市場にも進出して来たことを指摘している。

又マスメディアが一般大衆に情報を提供し世論を形成していくことの重要性を考えると、企業の進出、シェア取得に対して管理が行われることが望ましく、正当なことであると同委員会は述べている。

提案されている法律によれば、関係当局は公正取引オンブツマン (Antitrust Ombudsman) (NO) と市場裁判所 (The Market Court) になるだろうという。オンブツマンは市場獲得について中間調査を行い、利害関係を持つ団体からの通報や報道されたニュースから、現在計画中又は既に完了した市場獲得について知ることになる。そして裁決のために市場裁判所に送るケースを選択することになろう。取得禁止命令は、それを阻止する適当な方法が見出せない場合のみ発令されることになるという。

昭和44年12月23日  
スウェーデン社会科学研究月報  
昭和55年11月  
発行  
第15巻第1号  
毎月1回25日発行  
編集責任者  
堀本  
発行所  
社団法人スウェーデン社会研究所  
定価二〇〇円